

## 名古屋市特別養護老人ホーム優先入所指針

### 1 目的

この指針は、特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）への入所申込みが増大する中、国の基準省令改正の趣旨にかんがみ、施設サービスを受ける必要性が高い者から優先的に入所いただくため、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案した優先入所基準並びに入所決定の手続きを予め示すことにより入所の透明性・公平性を確保し、もって施設サービスの円滑な実施に資することを目的とする。

### 2 入所申込みの方法

施設への申込みは、各施設で定める入所申込書により行う。

なお、各施設は、優先的な入所を判断する際に勘案する項目を盛り込んだ標準入所申込書（様式 1）に準じた入所申込書を作成するものとする。

#### (1) 入所申込書の受付

##### ① 施設の説明

施設は、入所申込書を受け付ける際に、原則として入所希望者及び家族等と面接を行い、心身の状況や病歴等の把握に努めるとともに、入所順位の決定方法及び下記(2)について十分説明を行い、入所申込書に署名を受けることとする。

なお、医療的ケアを要することのみをもって申込みを断ってはならないが、入院治療の必要があるなど、施設サービスの提供が困難な場合は、その理由を入所希望者及び家族等に対し十分説明し、理解を得るとともに、医療機関や介護療養型医療施設・介護老人保健施設等を紹介するなどの措置を講じるものとする。

##### ② 受付簿の管理

施設は、入所申込書を受理した場合は、受付簿にその内容を記載して管理する。

また、入所や辞退等の事由が生じた場合は、その内容を記録し、経緯を明らかにしなければならない。

#### (2) 状況の変更に伴う届出

入所申込書を提出した後、入所希望者等について以下の状況が変化した場合、入所申込者は書面にてその旨の届け出をするか再度の入所申込みを行うものとする。

ア 入所希望者の要介護度や認知症による中核症状、行動・心理症状変化

イ 主たる介護者の変更

ウ その他入所の必要性に大きく関係する状況変化







